

平成21年度農林水産関係補正予算の概要
(PR版)

平成21年度農林水産関係補正予算の概要 (PR版)

- ・ 農地集積加速化事業（新規） P 1
- ・ 雇用拡大のためのスーパーL資金等の無利子化事業（新規） P 2
- ・ 農業経営維持支援緊急保証事業（新規） P 3
- ・ 農林漁業セーフティネット資金の無利子化事業（新規） P 4
- ・ 担い手経営展開支援リース事業 P 5
- ・ 新規就農定着促進事業（新規） P 6
- ・ 集落営農法人化等緊急整備推進事業（新規） P 7
- ・ 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業 P 9
- ・ 土地改良負担金償還特別緊急支援対策（新規） P11
- ・ 需要即応型生産流通体制緊急整備事業（新規） P13
- ・ 強い農業づくり交付金 P14
- ・ 農業機械等緊急リース支援事業 P16
- ・ 施肥体系緊急転換対策 P18
- ・ 有機農業総合支援対策 P19
- ・ 畑作等緊急構造改革対策（新規） P20
- ・ 製糖施設緊急整備対策事業（新規） P21
- ・ 青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業（新規） P22
- ・ 野菜・果樹産業等構造回復緊急支援事業（新規） P23
- ・ 植物工場普及・拡大総合対策（新規） P25
- ・ 知的財産業務の体制強化 P26
- ・ 畜産自給力強化緊急支援事業（新規） P27
- ・ 畜産経営維持緊急支援資金融通事業（新規） P28

・ 優良繁殖雌牛更新促進事業（新規）	P29
・ 飼料稲フル活用緊急対策事業（新規）	P30
・ 飼料用米農薬安全確保事業（新規）	P31
・ 馬産地再活性化緊急対策事業（新規）	P32
・ 食の安全・安心確保交付金における家畜衛生の推進（新規）	P33
・ 「農」の雇用事業	P34
・ 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業（田舎で働き隊！事業）	P35
・ 農地有効利用支援整備事業	P36
・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	P37
・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ～再生可能エネルギー供給施設整備の創設～	P38
・ 農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業（新規）	P39
・ 戦略的産地振興支援事業	P40
・ グリーン・ツーリズム促進等緊急対策事業（新規）	P41
・ 農山漁村地域力発掘支援モデル事業	P42
・ 小水力発電工事等技術強化対策事業	P43
・ 農業農村整備事業等（公共）	P44
・ 耕作放棄地再生利用緊急対策	P45
・ 鳥獣害防止総合対策事業	P46
・ 地産地消や大都市への直売等の推進	P47
・ 地域流通モデル構築支援事業	P49
・ 食農連携促進施設整備事業（新規）	P50
・ 食農連携促進事業	P51
・ 国産原材料供給力強化対策	P52

・ 新需要創造対策	P53
・ 農と医の連携促進モデル事業（新規）	P54
・ 海外日本食・日本食材等市場確保緊急対策（新規）	P55
・ マイマイガ（AGM）卵塊付着抑制技術実証事業（新規）	P56
・ 食品循環資源品質維持体制整備事業（新規）	P57
・ 食品産業グリーンプロジェクト技術実証モデル事業（新規）	P58
・ 地域資源利用型産業創出緊急対策事業（新規）	P59
・ スギ花粉症緩和米試験研究拠点の整備（新規）	P60
・ 遺伝子組換えカイコ実用化技術開発拠点の整備（新規）	P61
・ バイオマス実証実験ベンチプラントの設置	P62
・ 遺伝情報の分析・活用のための施設の緊急整備（新規）	P63
・ 動物検疫係留施設環境対策整備事業費（新規）	P64
・ 森林整備・治山事業（公共）	P65
・ 森林整備加速化・林業再生事業（緑の産業再生プロジェクト）（新規）	P66
・ 花粉の少ない森林づくり対策事業	P67
・ 緑の雇用対策	P68
・ 森林整備地域活動支援交付金	P69
・ 住宅分野における国産材需要拡大緊急対策支援事業	P70
・ 独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金	P71
・ 林業経営支援対策事業	P72
・ 水産基盤整備事業（公共）	P73
・ 海岸事業（公共）	P74
・ 資源回復・漁場生産力強化事業（新規）	P75
・ 漁場機能維持管理事業（新規）	P76
・ 漁業担い手確保・育成緊急対策事業	P77

- ・ 漁業構造改革総合対策事業 P79
- ・ 水産業緊急保証等事業（新規） P80
- ・ 国産水産物流通促進特別対策事業 P81
- ・ 強い水産業づくり交付金 P82
- ・ 独立行政法人水産総合研究センター施設整備 P83

農地集積加速化事業（新規）

【297,896百万円】

対策のポイント

小規模農家、高齢農家などの農地の出し手が安心して農地を委ね、その農地が担い手に対し面としてまとまった形で集積される取組みを加速化します。

（農地の面的集積を促進）

土地利用型の農業等について、担い手農家が規模拡大を行いつつ効率的な経営を実現するためには、小規模農家や高齢農家等から委ねられる農地を、面的にまとめ、担い手農家に貸し付ける取組（面的集積）を進める必要があります。

政策目標

担い手が経営する農地のうち面的に集積される割合
平成27年に7割程度を実現

<内容>

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地の有効利用を促進するため、次の3事業によって農地の面的集積を実現する取組を支援します。

（1）農地の出し手への交付金

21年度から23年度までの3年間に、面的集積につながる取組みを通じて農地の利用権の設定等を行う出し手に対して、最高15,000円/10a/年を、最長5年分交付

※交付のイメージ

平成21年度に貸し出した場合	→	25年度までの5年分
平成22年度に貸し出した場合	→	25年度までの4年分
平成23年度に貸し出した場合	→	25年度までの3年分

（2）参入法人への賃借料一括前払いのための資金の貸出

新規参入する法人（企業等を含む）が、農地の出し手に対し数年分の賃借料を一括前払いする際に必要な資金を無利子で貸出し

（3）農地集積の調整活動の支援

市町村段階に農地の利用集積等を実現する推進員を設置する場合に、その設置費用を支援することにより、農業委員会をはじめとする関係者による農地集積の調整に必要な活動を促進

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

雇用拡大のためのスーパーL資金等の無利子化事業（新規）

【9,850百万円】

対策のポイント

スーパーL資金・農業近代化資金の無利子化枠を800億円追加します。この結果、21年度は、過去3年間で最大の約1,700億円の無利子化枠を確保できます。

これにより、担い手による新たな雇用の創出に結びつく設備投資等を促進します。

政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

<内容>

スーパーL資金・農業近代化資金の無利子化枠を800億円追加します。

1. 対象者

(1)に掲げる者であって、(2)の要件を満たす者

(1) 認定農業者

(2) 農業経営改善計画の計画期間内に、常時雇用者等が1人以上増加することが確実に見込まれること

2. 借入条件等

(1) 対象資金

スーパーL資金（ただし、安定化長期資金、円滑化貸付を除く）

農業近代化資金

※ それぞれ国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金は対象外

(2) 借入限度額

スーパーL資金 個人： 1億円 法人： 3億円

農業近代化資金 個人：1,800万円 法人：3,600万円

※それぞれ500万円以下の融資は対象外

(3) 償還期限

スーパーL資金 25年以内（うち据置期間10年以内）

農業近代化資金 15年以内（うち据置期間7年以内）

(4) 融資枠：800億円

(5) 利子助成幅

最大2%の引下げ

結果として、平成21年5月27日の金利水準(1.10~1.80%)だと借入

金利は実質無利子

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

〔農林水産事業コールセンター 0120-926478〕

農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

[担当課：経営局金融調整課（03-6744-2165（直））]

農業経営維持支援緊急保証事業（新規）

【3,600百万円】

対策のポイント

経営意欲のある農業者の資金繰り支援のため、農業経営の維持に必要な資金の借入れについて、490億円の緊急保証枠を設定しました。

これにより、農業者が農協等民間金融機関から農業経営の維持に必要な資金の融通を受けやすくなる環境を整備します。

(参考)

農業者の信用力を補完し、資金調達を円滑にするため、農業者が融資機関から農業経営に必要な資金を借り入れる際に、農業信用基金協会がその借入債務を保証し、その債務保証の7割を（独）農林漁業信用基金の保険に付しています。

政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

<内容>

農業経営の維持に必要な資金の借入れについて、490億円の緊急保証枠を設定します。

1. 保証対象資金

農業経営の維持に必要な以下の資金（農業経営維持資金）が対象です。

- ・ 農業経営負担軽減支援資金
- ・ 畜産特別資金等

2. 保証枠

490億円

（事業実施期間における保証対象資金の融資額全額をカバー）

3. 事業内容

農業信用基金協会の保証引受において将来的に発生すると見込まれる事故に対応する支払財源を交付することにより、農業経営維持資金の円滑な融通を図ります。

[担当課：経営局金融調整課（03-6744-2171（直））]

農林漁業セーフティネット資金の無利子化事業（新規）

【700百万円】

対策のポイント

資金繰りが悪化している認定農業者等が、経営診断を受けて借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、無利子化枠を100億円追加します。

政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

<内容>

資金繰りが悪化している認定農業者等が、経営診断を受けて借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、無利子化枠を100億円追加します。

1. 対象者

(1)に掲げる者であって、(2)の要件を満たす者

- (1) 認定農業者、認定就農者、集落営農組織
- (2) 経営診断を受診すること

2. 借入条件等

(1) 資金使途

社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰すことができない事由により、経営困難にある者が農業経営の維持安定に必要な資金

(2) 借入限度額：①簿記記帳を行っている場合：300万円を下限に、経営規模に応じて、年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額

②①以外の場合：300万円

(3) 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内)

(4) 融 資 枠：100億円

(5) 利子助成幅

最大2%の引下げ

(結果として、平成21年5月27日の金利水準(1.10~1.25%)だと、借入金利は実質無利子)

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

[農林水産事業コールセンター 0120-926478]

[担当課：経営局金融調整課 (03-6744-2165(直))]

担い手経営展開支援リース事業

【2, 783百万円】

対策のポイント

認定農業者や集落営農組織等が導入する農業用機械等のリース料の一部を助成します。

(リースによる機械等の導入について)

リースによる機械・施設導入は、自己資金、担保や保証（人）の制約が少なく、機械・施設の導入の初期投資負担を低減できます。また、毎年の経費としてリース料が計上されるため、コスト管理が明確になるというメリットもあります。

政策目標

担い手の育成・確保	
＜平成19年＞	＜農業構造の展望（平成27年）＞
認定農業者 約24万	→ 効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万
農業法人 約8千	→ 効率的かつ安定的な法人経営 1万
集落営農 約1万3千	→ 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

<内容>

「認定農業者等支援型」及び「地域貢献農業者支援特別型（一般タイプ及び集落営農緊急支援タイプ）」の拡充

本事業は、担い手（認定農業者・集落営農組織等）が経営規模拡大等により農業経営の改善に取り組む場合、リース方式での農業機械・施設の導入への支援を実施しています。

「経済危機対策」では、各支援タイプにおいて持続的な農地利用や雇用の確保等に向けた取組を実践する担い手に対しては、上限額の制限なしでリース料の一部を助成します。

対象者・助成率・要件

	認定農業者等支援型	地域貢献農業者支援特別型	
		一般タイプ	集落営農緊急支援タイプ
対象者	・認定農業者 ・新規就農者を受け入れる農業者	・認定農業者 ・特定農業法人 ・特定農業団体 ・農業サービス事業体	・特定農業法人 ・集落営農組織
助成率	リース料の約12%以内（上限なし：通常は上限250万円）	リース料の1/4以内（上限なし：通常は上限500万円）	リース料の1/2以内（上限なし：通常は上限500万円）
要件	・リース導入計画策定 ・簡易経営診断受診 ・受益者が3戸以上 ・生産調整の実施	・地域貢献計画策定 ・簡易経営診断受診 ・個人経営で4.5ha以上、法人経営10ha以上を新たに農地集積 ・生産調整の実施	・地域貢献計画策定 ・集落営農改善計画策定 ・簡易経営診断受診 ・10ha以上の農地集積 ・水田・畑作経営所得安定対策への加入 ・生産調整の実施
	・持続的な農地利用や雇用確保等を内容とした「地域活性化計画」の策定		

【補助率：定額（リース料の1/2、1/4以内等）】

[担当課：経営局経営政策課（03-6744-2144（直））]

新規就農定着促進事業（新規）

【5,483百万円】

対策のポイント

新たに農業経営を開始した青年農業者等が個人で行う農業用機械・施設等の導入を、地域の協議会等を通じて支援（補助率1/2以内で400万円を上限に助成）することにより、新規就農者の経営の早期安定を図り地域の将来の担い手を育成、確保します。

（現状）

- ・ 39歳以下の新規就農者は平成19年には1万人であり、漸減傾向にあります。
- ・ 農業者の高齢化が進むなか、労働力確保や技術・経営の継承の面から、若者等の農業への参入を積極的に進めていくことが重要となっています。
- ・ 新規就農者の多くが農業経営を開始するに当たり苦労した点として、営農技術の修得や資金の確保をあげています。

政策目標

【新規就農者数(39歳以下)】10千人(19年度)→毎年12千人程度

<内容>

- 地域の協議会等の支援を受け、新規就農者が機械・施設等を取得する場合に、その取得に係る経費の一部を、地域の協議会等を通じて助成します。

【助成対象となる経費】新規就農者が取得する農業用機械（トラクター、防除機、収穫機等）、営農用施設（ハウス、畜舎、保冷库等）等。

【助成要件】

①地域の協議会等：都道府県（地方振興局、普及指導センター等）、市町村、農業団体等を構成員とし、担い手・新規就農者支援を行う組織であり、新規就農者の育成・定着支援を実施すること等。

②新規就農者：平成19年度以降に営農を開始した認定就農者（認定申請時点で39歳以下の者）等。

（注）認定就農者とは、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成7年法律第2号）に基づく都道府県知事の認定を受けた者をいいます。

〔一人当たり助成額〕400万円以内

（注）補助残の自己資金分については、無利子の就農支援資金の借入れにより充当することが可能です。

【補助率：1/2以内】

<事業実施主体> 民間団体等

<事業実施期間> 平成21年度

〔担当課：経営局 人材育成課（03-6744-2162（直））〕

- 野菜・果樹等の集出荷施設、冷蔵施設等
- 農畜産物の処理加工施設
- 堆肥製造施設
- 直売所や地場食材供給のための施設
- ※ 農業用機械について、農業用機械施設補助の整理合理化通知を適用を除外する予定

【補助率：1／2】

【事業実施主体：農業者等の組織する団体等（計画主体：市町村）】

2 集落営農法人化等緊急推進事業（推進費補助金）

（1）集落営農法人化等支援

集落営農の法人化を進めるため、経営分析や戦略プランの作成を支援するとともに、新規作物の導入、農産物の加工・販売等経営の多角化・複合化の取組に必要な調査・分析、試験栽培や試験販売などの実証活動等に係る経費を500万円を上限に助成します。

（補助対象となる活動例）

- 法人化を目指すために必要な専門家による経営分析
 - 法人化・経営多角化に成功している組織の現地調査
 - 経営戦略・経営多角化プランの作成
 - 市場調査
 - 新規作物導入に係る栽培実証
 - 新商品の開発やそれに必要な加工実習
 - 試験販売や販売促進活動
- 等

【補助率：定額】

【事業実施主体：農業者等の組織する団体（計画主体：市町村）】

（2）集落リーダー育成・確保支援

集落営農の法人化や組織化を促進するため、リーダーとなる人材がおらず、取組が停滞している地域に、他地域の先進的な集落リーダーや地域コーディネーターを、一定期間（一ヶ月程度）派遣するための経費を助成します。

都道府県当たり	@ 5, 7 6 3 千円	× 4 7 都道府県
市町村当たり	@ 1, 4 5 8 千円	× 4 0 0 市町村

（補助対象となる活動例）

- 集落リーダーや地域コーディネーターの人材発掘活動
 - 集落リーダーや地域コーディネーターの派遣
- 等

【補助率：定額】

【事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会、
地域担い手育成総合支援協議会、市町村】

〔担当課：経営局経営政策課（03-6744-2143（直））〕

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業
〔地域雇用促進型〕

【1,050百万円】

対策のポイント

担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際し、融資残の自己負担部分への補助や追加的な信用供与等の支援を総合的に実施します。

経済危機対策では、経営規模の拡大等を図る担い手の育成とともに新たな雇用需要を創出し地域経済の活性化を図る地区を対象とした「地域雇用促進型」を創設します。

(融資主体型補助とは)

- 例えば、経営規模を拡大するためにトラクター、コンバインを導入する場合

〔資金調達の内訳(例)〕	
取得価格：1,000万円	農業近代化資金 500万円
	銀行借入 150万円
	計 650万円…融資
	融資で不足する額(融資残)
	預金等取り崩し 350万円…自己負担

自己負担部分の350万円に対して、融資率や地域農業の構造改革に関する目標、担い手の経営改善に関する目標等を勘案して算定される額を助成します。

なお、補助額は、取得価格の3/10が上限です。上記の場合300万円の範囲内で助成されます。

(支援対象者は)

- 本事業の支援対象は、地域農業の担い手である認定農業者及び集落営農組織です。具体的には、

- ①認定農業者
- ②認定志向農業者(3年以内に認定農業者になることを目指す農業者)
- ③特定農業法人
- ④特定農業団体
- ⑤特定法人
- ⑥次の基準を満たす集落営農組織

- ・規約を有していること
- ・組織として一元的に経理を行っていること
- ・将来的な農用地利用集積の目標面積が地域内農用地の2/3以上であること
- ・主たる従事者の年間農業所得の目標が市町村基本構想の水準以上であること
- ・事業実施から5年以内に農業生産法人となる計画を有していること

政策目標

担い手の育成・確保

<平成19年>		<農業構造の展望(平成27年)>	
認定農業者	約24万	→	効率的かつ安定的な家族農業経営 33万~37万
集落営農	約1万3千	→	効率的かつ安定的な集落営農経営 2万~4万

<内容>

担い手育成総合支援協議会を中心として、認定農業者等の担い手による経営規模の拡大や新たな需要に対応した新規作物の導入、農畜産物の高付加価値化等による地域農業を中心とした自立的な雇用創出に取り組む地区を対象として、農業者の経営責任を基本としつつ、以下の支援を総合的に実施します。

1. プロジェクト融資主体型補助（拡充）

認定農業者等の担い手による融資を主体（融資率が5割を超えること）とした農業用機械・施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分について補助金を交付し、担い手の経営責任と創意工夫による主体的な経営展開を補完的に支援します。

経済危機対策では、認定農業者等の担い手が農業研修生の受入や雇用者の増を図るために必要な農業用機械・施設及び新規就農者等研修宿泊施設等の整備・改修等を目的とした「地域雇用促進型」を創設します。また、雇用確保が期待できる特定法人を新たに助成対象者として追加します。

【補助率：融資残額（3／10上限）】

【プロジェクト融資主体型補助：875百万円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

2. 追加的信用供与（拡充）

プロジェクト融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増し（代位弁済時の経費を助成）により、金融機関への債務保証（担い手の信用保証）を拡大します。

経済危機対策では、地域雇用促進型の創設に伴い、追加的信用供与の予算の増額を行います。

【補助率：定額】

【追加的信用供与：175百万円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

[担当課：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））]

土地改良負担金償還特別緊急支援対策（新規）

【20,000百万円】

対策のポイント

土地改良事業等の農家負担分について、3年間にわたって無利子となるよう利子助成を行う負担軽減対策を実施することにより、担い手への農地利用集積と計画的償還を一層推進します。

- ・ 百年に一度の世界的な経済不況の中、米価の低迷、農業用燃料や農薬、肥料などの農業用資材の高騰などにより、農業所得が減少し、農業経営を圧迫していることから、土地改良事業の負担金の重圧感が高まり、すでに整備を行った地域の中には農家負担金の計画的な償還が困難になってきているところがあります。
- ・ また、農業生産の最も重要な基盤である生産基盤の整備を通じて、国民に対する食料の安定供給を確保していくことが重要であり、現在はもちろんのこと将来にわたり、国民に対し食料を安定的に供給するため、担い手への農地利用集積を図り食料自給力を強化することが喫緊の課題となっています。

政策目標

負担金軽減対策により、担い手への農地の利用集積と面的集積を促進

<内容>

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、償還額が一定額以上の地区で農地利用集積の増加等が見込まれる地域に対して、平成21～23年度の各年度の年償還金の利子助成を行います。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 全国土地改良事業団体連合会
2. 助成対象地域

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区で、以下の（1）及び（2）の要件を満たす地域に助成額を交付します。

- （1）農家負担金の合算総償還額が一定額以上であること
- （2）経営所得安定対策加入者などの担い手への農地利用集積の増加等が一定割合以上見込まれること

3. 助成額
平成21～23年度の各年度の年償還金の利子相当額
4. 助成対象組織
土地改良区等

[担当課：農村振興局農地資源課(3502-6277(直))]

○土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区で、以下の1及び2の要件を満たす地域に助成額を交付します。

1. 農家負担要件

農家負担金の合算総償還額が44,000円/10a以上又は740,000円/戸以上であること

2. 担い手への農地の集積要件

以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす地域であること

<集積要件>	<中山間地域等の条件不利地域の集積要件>																																																
<p>(1)担い手への農地利用集積要件</p> <table border="1" data-bbox="245 797 751 1059"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業実施前</th> <th>目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>5%未満</td> <td>7.5%以上へ</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>5~12.5%未満</td> <td>2.5ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>12.5~13.8%未満</td> <td>15%以上へ</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>13.8~22.5%未満</td> <td>1.2ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>22.5~23.7%未満</td> <td>23.7%以上へ</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>23.7%以上</td> <td>シェアを増加</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>100%</td> <td>100%を維持</td> </tr> </tbody> </table>		事業実施前	目 標	①	5%未満	7.5%以上へ	②	5~12.5%未満	2.5ポイント以上増加	③	12.5~13.8%未満	15%以上へ	④	13.8~22.5%未満	1.2ポイント以上増加	⑤	22.5~23.7%未満	23.7%以上へ	⑥	23.7%以上	シェアを増加	⑦	100%	100%を維持	<p>(1)担い手への農地利用集積要件</p> <table border="1" data-bbox="826 797 1326 1059"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業実施前</th> <th>目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>2.5%未満</td> <td>3.8%以上へ</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>2.5~6.3%未満</td> <td>1.3ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>6.3~6.9%未満</td> <td>7.5%以上へ</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>6.9~11.3%未満</td> <td>0.6ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>11.3~11.9%未満</td> <td>11.9%以上へ</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>11.9%以上</td> <td>シェアを増加</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>100%</td> <td>100%を維持</td> </tr> </tbody> </table>		事業実施前	目 標	①	2.5%未満	3.8%以上へ	②	2.5~6.3%未満	1.3ポイント以上増加	③	6.3~6.9%未満	7.5%以上へ	④	6.9~11.3%未満	0.6ポイント以上増加	⑤	11.3~11.9%未満	11.9%以上へ	⑥	11.9%以上	シェアを増加	⑦	100%	100%を維持
	事業実施前	目 標																																															
①	5%未満	7.5%以上へ																																															
②	5~12.5%未満	2.5ポイント以上増加																																															
③	12.5~13.8%未満	15%以上へ																																															
④	13.8~22.5%未満	1.2ポイント以上増加																																															
⑤	22.5~23.7%未満	23.7%以上へ																																															
⑥	23.7%以上	シェアを増加																																															
⑦	100%	100%を維持																																															
	事業実施前	目 標																																															
①	2.5%未満	3.8%以上へ																																															
②	2.5~6.3%未満	1.3ポイント以上増加																																															
③	6.3~6.9%未満	7.5%以上へ																																															
④	6.9~11.3%未満	0.6ポイント以上増加																																															
⑤	11.3~11.9%未満	11.9%以上へ																																															
⑥	11.9%以上	シェアを増加																																															
⑦	100%	100%を維持																																															
<p>(2)担い手への農地面的集積要件</p> <table border="1" data-bbox="245 1187 751 1449"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業実施前</th> <th>目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>3.3%未満</td> <td>5%以上へ</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>3.3~8.8%未満</td> <td>1.8ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>8.8~9.6%未満</td> <td>10.5%以上へ</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>9.6~15.7%未満</td> <td>0.9ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>15.7~16.6%未満</td> <td>16.6%以上へ</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>16.6%以上</td> <td>シェアを増加</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>100%</td> <td>100%を維持</td> </tr> </tbody> </table>		事業実施前	目 標	①	3.3%未満	5%以上へ	②	3.3~8.8%未満	1.8ポイント以上増加	③	8.8~9.6%未満	10.5%以上へ	④	9.6~15.7%未満	0.9ポイント以上増加	⑤	15.7~16.6%未満	16.6%以上へ	⑥	16.6%以上	シェアを増加	⑦	100%	100%を維持	<p>(2)担い手への農地面的集積要件</p> <table border="1" data-bbox="826 1187 1326 1449"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業実施前</th> <th>目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>1.7%未満</td> <td>2.5%以上へ</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>1.7~4.4%未満</td> <td>0.9ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>4.4~4.8%未満</td> <td>5.3%以上へ</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>4.8~7.9%未満</td> <td>0.5ポイント以上増加</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>7.9~8.3%未満</td> <td>8.3%以上へ</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>8.3%以上</td> <td>シェアを増加</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>100%</td> <td>100%を維持</td> </tr> </tbody> </table>		事業実施前	目 標	①	1.7%未満	2.5%以上へ	②	1.7~4.4%未満	0.9ポイント以上増加	③	4.4~4.8%未満	5.3%以上へ	④	4.8~7.9%未満	0.5ポイント以上増加	⑤	7.9~8.3%未満	8.3%以上へ	⑥	8.3%以上	シェアを増加	⑦	100%	100%を維持
	事業実施前	目 標																																															
①	3.3%未満	5%以上へ																																															
②	3.3~8.8%未満	1.8ポイント以上増加																																															
③	8.8~9.6%未満	10.5%以上へ																																															
④	9.6~15.7%未満	0.9ポイント以上増加																																															
⑤	15.7~16.6%未満	16.6%以上へ																																															
⑥	16.6%以上	シェアを増加																																															
⑦	100%	100%を維持																																															
	事業実施前	目 標																																															
①	1.7%未満	2.5%以上へ																																															
②	1.7~4.4%未満	0.9ポイント以上増加																																															
③	4.4~4.8%未満	5.3%以上へ																																															
④	4.8~7.9%未満	0.5ポイント以上増加																																															
⑤	7.9~8.3%未満	8.3%以上へ																																															
⑥	8.3%以上	シェアを増加																																															
⑦	100%	100%を維持																																															
<p>(3)担い手者数の増加要件</p> <p>※目標までに7.5ポイント以上増加。</p>	<p>(3)担い手者数の増加要件</p> <p>※目標までに3.8ポイント以上増加。</p>																																																

需要即応型生産流通体制緊急整備事業（新規）

【116,800百万円】

対策のポイント

水田転作作物について、食料自給力向上に向けて地域・農業者が一体的に行う実需者との連携活動や、麦、大豆、新規需要米の需要拡大に向けた取組を支援します。

（食料自給率について）

我が国の食料自給率は、平成19年現在40%となっています。一方、国際的な穀物需給のひっ迫等食料確保の不安定要因が増大する中で、国内の食料自給力・自給率の強化に向けて、水田等を有効活用し転作作物等の需要に応じた生産拡大を進めていく必要があります。

政策目標

国産農産物の需要の拡大、食料自給力・自給率の向上

<内容>

1. 地域・生産者による生産・流通面の取組への支援

水田における転作作物について、地域の計画の下で地域・生産者がまとまって実施する取組を支援。

- ・麦、大豆、飼料作物等

地域の取組に応じて最大15,000円/10aを助成

【取組メニュー】

- ①実需者との連携活動（実需者と連携した市場調査の実施と生産流通計画の策定等）
- ②品質向上活動（タンパクや残留農薬の分析と色彩選別機による選別等）
- ③物流効率化活動（効率的な流通に向けたフレコン出荷の実施等）
- ④環境・安全活動（堆肥の共同施用による化学肥料の節減等）

（取組1メニューに対して5,000円/10aを助成、最大3メニューまで）

- ・米粉用米、飼料用米

地域の取組に応じて25,000円/10aを助成

【取組メニュー】

- ①実需者との連携活動（実需者と連携した市場調査の実施と生産流通計画の策定等）及び混入防止等活動（ほ場乾燥による収穫時期の分散化等）
- ②効率的な流通体制の整備（フレコン出荷の実施等）又は集中乾燥調製体制の整備（共同乾燥調製施設による集中乾燥調製の実施等）

（①と②の両方を実施）

2. 生産者・実需者が連携した需要拡大に向けた取組への支援

- ・新品種・新技術の普及、産地と実需者との播種前契約の推進

パン・中華めん用小麦品種の作付、大豆300A技術の実証、大豆生産者と実需者とが3年間程度の契約栽培を行う取組等を支援。

- ・国産麦、大豆及び新規需要米を用いた商品開発の推進

食品製造業者等に対して、商品開発に必要な原料購入、試作品製造、試験販売等に要する経費を助成。

需要即応型生産流通体制緊急整備事業

116,800百万円

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

担当課：生産局農業生産支援課（Tel：03-3597-0191（直））

生産流通振興課（Tel：03-3502-5965（直））

強い農業づくり交付金

【13,800百万円】

対策のポイント

生産現場が抱える諸課題の解決に向け、特に、老朽化が進み、施設利用率の低迷等が課題となっている穀類乾燥調製施設(カントリーエレベータ等)や共同荒茶加工施設について、既存施設の補修又は模様替え等への支援、食肉流通の合理化や高品質で安全・安心な食肉流通の確立のための産地食肉センター等の機能の向上等に必要な施設整備及び地域に所得と雇用の機会を創出するため、大都市等での直売施設や学校給食向けの処理加工施設等の整備を支援します。

また、就農希望者に対する研修活動の円滑かつ着実な実施を図るため、研修・宿泊施設等の整備を支援します。

(現状)

- ・国内の食料自給力・自給率の強化に向け、水田フル活用とあわせ、既存の産地基幹施設もフル活用するための条件整備を早急に進める必要があります。
- ・荒茶加工施設は茶の供給に不可欠な施設ですが、設備の老朽化が進んだ施設が多く、茶の生産コスト上昇と品質低下を招く要因となっています。
- ・景気停滞により比較的単価の高い国産牛肉を中心に需要が低迷する中、国産食肉の需要拡大等を図るためには、食肉流通コストの低減や衛生管理の向上等を更に進める必要があります。
- ・全国の直売所は約1万3千カ所、うち農協や市町村による常設は約3,000カ所
- ・現下の雇用情勢の中で、農業分野への就業の関心が高まっていますが、就農に結び付けていくためには、就農希望者に対する研修機会や住居の整備など研修を受けやすい環境を確保する必要があります。

政策目標

需要に応じた生産量の確保、生産性の向上、品質の向上等による高品質農畜産物の供給体制の確立、就農希望者の研修機会等の確保

<内容>

1. 産地における競争力強化に向けた「攻め」の取組を支援し、国産農畜産物の力強い生産供給体制を確立するため、多様な施設等の整備を支援します。特に以下の点について重点的に支援します。
(1) カントリーエレベータ、荒茶加工施設等の更新対策

麦、大豆、飼料用米等の増産に向け、既存のカントリーエレベータ等を再編利用する場合、既存施設の再編利用計画の策定を要件として、施設の新増設のみならず、既存施設の補修又は模様替えも支援します。また、共同荒茶加工施設に

ついて、老朽化した設備のみの再整備も支援します。

(再編利用計画の例)

- ① 地域内の複数施設間において機能分担 (例：主食用、飼料用米)
- ② 産地基幹施設の運営利用を担い手集団に委譲
- ③ 米麦乾燥調製施設を大豆用に汎用化又は模様替え

(2) 産地食肉センターの施設整備

食肉流通コストの低減、高品質で安全・安心な食肉の供給、輸出促進への対応等を図るため、産地食肉センターの機能や衛生管理の向上等に向けた以下の施設整備を支援します。

- ① 衛生管理施設、環境保全施設等の整備について、1/2以内を補助
- ② 部分肉等の高付加価値化に必要な施設、その他必要な施設の整備について、1/3以内を補助

強い農業づくり交付金	13,800百万円の内数
うちカントリーエレベータ等の産地基幹施設再編利用関係分	3,600百万円
うち荒茶加工施設の老朽化対策分	1,000百万円
うち産地食肉センター施設整備関係分	6,000百万円
補助率	：定額 (1/2等)
事業実施主体	：農業者団体、民間団体等

2. 地産地消・産直に必要な直売施設等の整備 (特別枠の拡充)

大都市の消費者ニーズに対応するため、産地の周辺地域に加え、産地から離れた大都市等での農産物直売施設や地域食材供給施設の整備等に対して支援を拡大します。

地場農産物を安定的に供給する中間事業者、食品企業等による処理加工施設や流通施設の整備も支援の対象とします。

強い農業づくり交付金	13,800百万円のうち、
地産地消・産直緊急特別枠	1,000百万円
補助率	：定額 (1/2等)
事業実施主体	：市町村、農業協同組合、農業者グループ、食品事業者等

3. 農業研修教育施設等の整備

農業研修を実施する農業法人等を対象に、就農希望者に対する研修機会及び研修環境を確保し、研修活動の円滑かつ着実な実施を図るため、研修・宿泊施設等の整備を支援します。

強い農業づくり交付金	13,800百万円のうち、
再チャレンジ優先枠	200百万円
補助率	：定額 (1/2等)
事業実施主体	：都道府県、青年農業者等育成センター、市町村、NPO法人、農業法人等

[担当課：生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945(直))]

農業機械等緊急リース支援事業

【27,209百万円】

対策のポイント

生産性や品質向上に必要な機械や周年生産・周年雇用に必要な園芸施設等について、農業者の初期投資負担を大幅に軽減するリース方式による導入を支援します。

(背景)

わが国の食料供給に対する不安定要素が急速に増大する中で、食料供給力の強化に向け、生産性や品質向上を図るための技術の導入・定着を加速化していくことが必要です。

また、施設園芸は新規参入や周年生産・周年雇用の拡大が期待される農業分野です。しかしながら、施設導入に要する初期投資が大きいこと等が課題になっており、近年その面積が伸び悩んでいます。園芸分野における雇用拡大と生産力の強化を効果的に図るため、施設園芸の拡大を早急に進める必要があります。

政策目標

食料自給力・自給率の向上

<内容>

1. 食料供給力向上緊急機械リース支援事業

生産性や品質向上に必要な最新農業機械をリース方式により導入する場合の経費の一部を助成します。

①生産性向上に資する機械

(例) クローラー式トラクター(25馬力以上)、高速代かき機、水稻直播機、汎用コンバイン、野菜収穫機 など

②品質向上に資する機械

(例) 高精度肥料散布機、穀物遠赤外線乾燥機、光学式選別機 など

25,000百万円

補助率：定額（機械の購入額の1/2以内）

事業実施主体：民間団体等（農業者とリース業者の共同実施）

[担当課：生産局農業生産支援課（03-6744-2111（直））]

2. 園芸産地再生施設緊急リース事業（新規）

施設園芸への新規参入や周年生産・周年雇用に必要な以下の園芸施設をリース方式により導入する場合の経費の一部を助成します。

①周年栽培に必要な温室（内部設備を含む）

- ・周年栽培高温抑制型温室

〔内部設備〕

- ・環境制御システム（暖房、冷房等）、栽培システム（栽培ベッド、養液循環装置等） など

②先進的省エネルギー加温システム

- ・ハイブリッド加温設備
- ・木質バイオマス利用加温設備

2,209百万円

補助率：定額（施設の購入額の1/2以内）

事業実施主体：民間団体等（農業者とリース業者の共同実施）

[担当課：生産局生産流通振興課（03-6744-2113（直））

農業環境対策課（03-3593-6495（直））]

施肥体系緊急転換対策

【8, 204百万円】

対策のポイント

肥料コストの一層の低減を図るため、施肥低減効果の高い新技術の導入等による施肥体系の転換に向けた取組等を支援します。

(現状と対応)

肥料の原料価格は、21年度に入っても高い水準で推移しており、さらに21肥料年度(平成21年7月～)においても、大幅な価格水準の改善は見込みにくい状況です。このような厳しい状況が続いても耐え得る生産体制づくりを進めるため、**過剰施肥の抑制や施肥低減技術の導入を早急に進める必要があります。**

このため、3戸以上の農業者グループが行う**化学肥料の施用量を低減する施肥体系への転換に向けた取組を支援**します。

政策目標

省エネ・省資源型の農業生産体系への転換

<内容>

新たな施肥技術体系への転換等の支援

(1) 過剰施肥抑制対策

たい肥等の有機物由来の肥料成分も含めた詳細な**土壌診断の実施**を支援します。

(2) 地域資源等効率利用対策

①**緑肥すき込み、たい肥施用、りん酸・加里を大幅に減肥する栽培方法等の導入**の取組を支援します。

②**メタン発酵消化液等の地域資源を効率的に活用する技術の導入実証**を支援します。

(3) 施肥低減の取組に対する追加的支援

やむを得ない理由により、**20年度補正予算の肥料高騰緊急対策**を受けられなかった農家に対し、**同じ取組条件で20肥料年度の肥料費増加分の7割**を助成します。

施肥体系緊急転換対策事業 8, 204百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：都道府県協議会

担当課：生産局農業生産支援課 (03-6744-2111 (直))
農業環境対策課 (03-3502-5951 (直))

有機農業総合支援対策

【200百万円】

対策のポイント

全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成するとともに、有機農業に必要な種苗の供給等を行うための拠点を整備します。

(有機農業とは)

- ・化学肥料、農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和のとれた農業です。
- ・国内農産物の総生産量に占める、JAS法に基づく有機農産物の格付数量の割合は、0.19%（平成19年度）と僅かです。

政策目標

平成23年度までに有機農業の推進を目的とする体制が整備されている市町村の割合が50%以上

<内容>

- ① 有機農業への参入希望者に対する技術指導、販路開拓のためのマーケティング、消費者との交流、技術実証ほの設置に対する取組を支援します。

地域有機農業推進事業 40百万円

補助率：定額

事業実施主体：協議会

- ② 有機農業に必要な栽培技術の習得、種苗の供給、土壌診断等を行うための拠点（有機農業技術支援センター）の整備について支援します。

地域有機農業施設整備事業 160百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局農業環境対策課（03-6744-2114（直））]